

令和6年第3回安城市議会定例会

議案書

(令和6年9月2日提出分)

## 目 次

議 案 番 号	件 名	頁
認 定 第 1 号	令和5年度安城市一般会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 2 号	令和5年度安城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 3 号	令和5年度安城市土地取得特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 4 号	令和5年度安城市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 5 号	令和5年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 6 号	令和5年度安城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 7 号	令和5年度安城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 8 号	令和5年度安城市水道事業会計決算について	別冊
認 定 第 9 号	令和5年度安城市下水道事業会計決算について	別冊
第 6 2 号 議 案	安城市附属機関の設置に関する条例及び安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 6 3 号 議 案	安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 6 4 号 議 案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第 6 5 号 議 案	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9

第 6 6 号 議 案	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 6 7 号 議 案	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
第 6 8 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
第 6 9 号 議 案	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 7 0 号 議 案	安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
第 7 1 号 議 案	令和 6 年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について	別冊
第 7 2 号 議 案	令和 5 年度安城市水道事業剰余金の処分について	2 5
報告第 1 2 号	専決処分について（業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	2 7
報告第 1 3 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	2 9
報告第 1 4 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	3 1
報告第 1 5 号	継続費の精算について（一般会計）	3 3

第62号議案

安城市附属機関の設置に関する条例及び安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

安城市附属機関の設置に関する条例及び安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(安城市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 安城市附属機関の設置に関する条例(平成25年安城市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部安城市住居表示審議会の項の次に次のように加える。

安城市庁舎整備審議会	庁舎整備基本構想及び庁舎整備基本計画の策定に関する事項の調査審議	10人以上以内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表する者 市民 その他市長が必要と認める者	審議期間
------------	----------------------------------	---------	--------------------------------------------------	------

別表市長の部安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会の項中「安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会」を「安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会」に改め、「基準等」の次に「並びに介護予防支援に係る事業者の指定」を加え、同部安城市総合交通会議の項の次に次のように加える。

安城市地区公園基本構	地区公園の基本構想の策定に関する事項	6人以上以内	学識経験を有する者 関係行政機関の職員	審議期間
------------	--------------------	--------	------------------------	------

想策定委員の調査審議 会		市職員 その他市長が必要と認 める者	
-----------------	--	--------------------------	--

(安城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 安城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

いじめ問題調査委員会委員	日額	15,000円	を
--------------	----	---------	---

」

「

いじめ問題調査委員会委員	日額	15,000円	に改め
地区公園基本構想策定委員会委員	日額	15,000円	

」

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市庁舎整備審議会及び安城市地区公園基本構想策定委員会を設置し、並びに安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会の担当事務を拡大し、及びその名称を変更する上で、必要があるため。

## 第63号議案

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成23年安城市条例第8号）  
の一部を次のように改正する。

題名中「採用」の次に「及び給与の特例」を加える。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第1項及び第2項」に改め、「定めた採用」  
の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第3条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条  
第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有  
する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行する  
ことが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定  
めて採用することができる。

第9条を第11条とする。

第8条中「（安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）をいう。  
以下同じ。）」を削り、同条の表第6条の項中「安城市一般職の任期付職員の採用  
に関する条例」を「安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」  
に改め、同表第24条の2の項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「第5条、  
第10条から第12条まで及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員」  
に、「任期付短時間勤務職員」を「第10条から第12条まで及び第13条の規定  
は、任期付短時間勤務職員」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条

を加える。

(特定任期付職員についての給与に関する特例)

第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員についての給与条例の特例)

第9条 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号。以下「給与条例」という。）第4条第1項、第4条の2、第5条、第8条、第9条から第12条まで、第13条、第16条から第18条まで及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員についての次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	及び退職手当	、退職手当及び安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年安城市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第3項に規定する特定任期付職員業績手当
第20条の2 第1項	（次項において「管理監督職員」という。）	及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次項において「管理監督職員等」という。）
第20条の2 第2項	管理監督職員	管理監督職員等
第21条第2 項	100分の122.5	100分の170

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(安城市職員退職手当支給条例の一部改正)

2 安城市職員退職手当支給条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。



(安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第22条中「安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

(安城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 安城市職員の育児休業等に関する条例(平成4年安城市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

(安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年安城市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

—提案理由—

この案を提出したのは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び給与の特例について定める必要があるため。

第64号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3 災害応急業務等手当の項を次のように改める。

災害応急業務等 手当	大規模な災害等の発生時に行う災害の調査、応急対策、復旧又は復興、被災者の生活支援その他の災害対応に係る業務（次に掲げる業務を除く。）であって、市長が定めるものに従事した職員	日額	300円
	大雨、洪水、強風等の警報発令時その他の気象条件が著しく危険な状況において庁外で行う業務に従事した職員	日額	300円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第3 災害応急業務等手当の項の規定は、令和6年1月1日から適用する。

－提案理由－

この案を提出したのは、一定の災害対応業務に従事した職員を災害応急業務等手当の支給の対象とする必要があるため。



第 6 5 号議案

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年安城市  
条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、生活保護法の改正を踏まえた事務の変更に伴い、必要が  
あるため。



第66号議案

安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

安城市遺児手当支給条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第2条の4第2項の表に規定する」を「第2条の4第2項第1号イ又はロに定める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の規定は、令和6年11月以後の月分の遺児手当の支給の制限について適用し、同年10月以前の月分の遺児手当の支給の制限については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、必要があるため。



## 第67号議案

安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第11条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「  
又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに  
応じない場合」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、国民健康保険法の改正に伴い、必要があるため。





第68号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。  
別表第2及び別表第3中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。  
別表第4中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、建築基準法の改正に伴い、必要があるため。



第69号議案

安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年安城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

北山崎地区工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西三河都市計画北山崎地区工業団地地区計画において地区整備計画が定められた区域
-------------------	---------------------------------------------------------------

別表第2榎前工業団地東地区整備計画区域の項中「大分類E」を「大分類E－製造業に属する産業をいう。以下同じ。」に改め、「規定するもの」の次に「をいう。以下同じ。」を加え、同表榎前工業団地西地区整備計画区域の項中「（日本標準産業分類に掲げる大分類E）」及び「（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定するもの）」を削り、同表に次のように加える。

北山崎地区工業団地地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 製造業に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次	10分の20	—	10分の60	9,000平方メートル以上、10メートル（道路境界線	—	道路境界線から10メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線
-------------------	-----	-------------------------------------------------------	--------	---	--------	----------------------------	---	--------------------------------

	<p>に掲げるものを除く。</p> <p>ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場</p> <p>イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの</p> <p>(2) 前号に掲げる建築物に附属し、用途上不可分のもの</p> <p>(3) 排水管理上必要な施設</p>		<p>排水以外の敷地境界線まで上の距離は5メートル以上必要な施設を除く。ただし、)</p> <p>道路境界線から10メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5メートル未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものの壁面を除く。</p> <p>(1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類する</p>	<p>から5メートル未満の距離に設置する垣又は柵は、生垣、透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合には、敷地地盤面からの基礎の高さが0.5メートル以下のものに限る。）としなければならない。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

						<p>ものであること。</p> <p>(2) 軒の高さが3メートル以下であること。</p> <p>(3) 床面積が15平方メートル以内であること。</p>	
B地区	次に掲げる建築物以外の建築物	10分の20	—	10分の6	3,000平方メートル以上、道路（路境界線以外）の敷地境界線までの距離は4メートル以上、道路境界線から5メートルまでの距離	—	道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4メートル未満の距離に設置する垣又は柵は、生垣、透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合
	(1) 製造業に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。						
	ア 火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法第2条第7項に規定する危険物の製造を営む						

		<p>工場</p> <p>イ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの</p> <p>(2) 前号に掲げる建築物に附属し、用途上不可分のもの</p> <p>(3) 排水管理上必要な施設</p>		<p>ル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4メートル未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものの壁面を除く。</p> <p>(1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。</p> <p>(2) 軒の高さが3メートル以下であること</p>	<p>にあつては、敷地地盤面からの基礎の高さが0.5メートル以下のものに限る。) としなければならない。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

									。		
									(3) 床面積が15平方メートル以内であること。		

附 則

この条例は、西三河都市計画北山崎地区工業団地地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、西三河都市計画北山崎地区工業団地地区計画の決定に伴い、必要があるため。





## 第70号議案

安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

安城市公共下水道条例の一部を改正する条例

安城市公共下水道条例（平成4年安城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表基本使用料の項中「450円」を「700円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（安城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成10年安城市条例第15号）第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、排除した汚水の量の算定に係る期間に令和7年3月31日を含む使用料に係る基本使用料については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、下水道の基本使用料を改定し、下水道サービスの安定的な提供を継続する必要があるため。



## 第72号議案

### 令和5年度安城市水道事業剰余金の処分について

令和5年度安城市水道事業未処分利益剰余金929,212,665円のうち、55,284,792円を減債積立金に、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、433,082,167円を組入資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

#### －提案理由－

この案を提出したのは、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、必要があるため。



報告第12号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- |             |                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 損害賠償額     | 金 1 4 3, 5 6 1 円                                            |
| 2 事故内容      |                                                             |
| (1) 発生日時    | 令和6年4月22日 午前9時20分頃                                          |
| (2) 発生場所    | 安城市城南町地内                                                    |
| (3) 経過      | 上記地内の安城南中学校において、作業中の草刈機の刃に弾き飛ばされた石が、隣接する市道を走行中の相手方車両に当たったもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左前部の窓ガラス及びドアの損傷                                             |
| 4 過失割合      | 安城市100パーセント 相手方0パーセント                                       |

令和6年6月27日専決

安城市長 三星 元 人

報告第13号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人



## 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- |             |                                                                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 損害賠償額     | 金 69,300 円                                                                                                    |
| 2 事故内容      |                                                                                                               |
| (1) 発生日時    | 令和6年3月8日 午後1時50分頃                                                                                             |
| (2) 発生場所    | 安城市新田町地内                                                                                                      |
| (3) 経 過     | 上記地内の市道において、公用車が相手方が管理するごみステーションに不法に投棄された廃棄物を回収するため、当該ごみステーションに隣接する敷地に駐車しようとして後ろ向きに進んだところ、当該ごみステーションの塀に接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 塀の損傷                                                                                                          |
| 4 過失割合      | 安城市100パーセント 相手方0パーセント                                                                                         |

令和6年7月16日専決

安城市長 三星元人

報告第14号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

## 施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- 1 損害賠償額 金 21,400 円
- 2 事故内容
  - (1) 発生日時 令和6年4月4日 午後3時頃
  - (2) 発生場所 安城市古井町地内
  - (3) 経過 上記地内の古井ちびっこ広場において、児童が整備不良で座板が不安定なシーソーを手で動かして遊んでいたところ、当該座板が当該児童の顔に当たったもの
- 3 相手方の損害の程度 右眼<sup>けん</sup> 瞼の挫創
- 4 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和6年7月17日専決

安城市長 三星元人

報告第15号

継続費の精算について

令和5年度安城市の一般会計の継続費については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、別表令和5年度安城市継続費精算報告書のとおり報告する。

令和6年9月2日提出

安城市長 三星元人

別表

令和5年度 安城市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支出済額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
40	10	末広橋改築事業	令和4年度	円 179,350,000	円 54,500,000	円 49,000,000	円 0	円 75,850,000	円 0
			令和5年度	7,313,000	1,500,000	1,350,000	0	4,463,000	186,662,300
			計	186,663,000	56,000,000	50,350,000	0	80,313,000	186,662,300

# 継続費精算報告書

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	179,350,000	54,500,000	49,000,000	0	75,850,000
56,000,000	50,350,000	0	80,312,300	△ 179,349,300	△ 54,500,000	△ 49,000,000	0	△ 75,849,300
56,000,000	50,350,000	0	80,312,300	700	0	0	0	700